

令和4年度「しまねの木活用住宅」設計コンクール実施要領

(目的)

第1 県産木材を積極的に使用し、木の良さを活かすための知恵や工夫が盛り込まれた「しまねの木活用住宅」を募集し、その優れた事例を広く県民に紹介することで、木材利用や木造建築に対する関心や理解を深めていくとともに、木造建築に関する知識や技術を相互に高め合うことを目的とする。

(コンクールの名称)

第2 コンクールの名称は、「しまねの木活用住宅」設計コンクール（以下「コンクール」という。）とする。

(コンクールの対象住宅)

第3 コンクールの対象住宅は、県産木材利用促進事業「県産木材建築利用促進事業」を活用したもので、以下の基準に適合する住宅とする。

- 一 「しまねの木」認定建築士が設計・監理したもの
- 二 「しまねの木」認定工務店が施工したもの
- 三 (社)島根県木材協会が認証したしまねの木を使用していること
- 四 建築に使用する木材には、県産木材を標準木材使用量の60%以上使用すること
- 五 グループ製材工場から納材した木材を使用していること
- 六 新築の一戸建て木造住宅であること
- 七 令和2年4月1日から令和4年11月30日までに完成したもの

(表彰対象の選定の手順)

第4 表彰の対象は、応募のあったもののうち、特に優れたものとする。

2 前項の応募の方法については、別に定める募集要領によるものとする。

3 コンクールの応募資格を有する者は、コンクールの対象住宅を設計した「しまねの木」認定建築士が所属する建築設計事務所（建築士が属する工務店も含む）とする。

4 知事は、表彰の対象を決定するにあたり、あらかじめ学識経験者、建築団体関係者、行政関係者等で構成する審査会を設置する。

(表彰の方法及び賞の種類)

第5 表彰は、賞状とする。

2 賞の種類は、最優秀賞、優秀賞、奨励賞とする。

(応募の方法及び募集期間)

第6 応募は、別に定める募集要領に基づき、応募にあたっての提案事項等を記入の上、必要書類を添えて提出するものとする。

2 募集の期間は、別に定める募集要領による。

(審査の方法等)

第7 審査会において、審査基準に基づき書類審査を行い、表彰の対象を決定する。

2 審査基準は、以下のとおりとする。

- 一 しまねの木を多く使用したもの
- 二 居住性やデザイン性を高めるための工夫がされたもの
- 三 居住者が木の良さや感触を味わえるための工夫がされたもの
- 四 地場産の建材・住宅部品の使用を多くしたもの

五 建築コストの削減、環境保全への貢献、木材の新たな用途への工夫がされたもの

六 グループ製材工場と連携を図った木材調達を行ったもの

(審査会の組織等)

第8 審査会は、委員6名をもって組織する。

2 審査会委員は、学識経験者、建築団体関係者、行政関係者等で構成し、知事が委嘱又は任命する。

3 審査会に委員長をおき、審査委員の互選によってこれを定め、委員長は審査会の会務を総理する。

4 委員長は審査会の会議を招集し、その議長となる。

5 審査会は、審査委員の5分の4以上の出席で成立する。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、コンクールについて必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4年8月3日から施行する。

この要領は、令和4年10月3日から施行する。